

1 議案名 令和3年度徳島県立中学校及び徳島県立中等教育学校  
生徒募集選抜要項について

2 提案理由 令和3年度の徳島県立中学校及び徳島県立中等教育学校  
第1学年の入学者を選抜するための要項を定める必要があるため

3 関係法令

- |                                  |                                    |
|----------------------------------|------------------------------------|
| ・学校教育法施行規則                       | 第110条, 第117条                       |
| ・地方教育行政の組織及び運営に<br>関する法律         | 第21条, 第25条                         |
| ・徳島県立学校規則                        | 第23条, 第23条の2, 第23条の3<br>第24条, 第44条 |
| ・徳島県教育委員会の権限に属す<br>る事務の委任等に関する規則 | 第2条                                |

令和 3 年度

徳島県立中学校及び徳島県立中等教育学校

生徒募集選抜要項

(案)

徳島県教育委員会

# 目 次

## 令和3年度徳島県立中学校及び徳島県立中等教育学校生徒募集選抜要項

1	募集	1
2	出願	1
3	検査の実施	3
4	選抜の方法	4
5	選抜結果の通知	4
6	入学予定者の手続	4
7	線上合格者の決定	5
8	海外帰国児童等の選抜	5
9	適性検査及び調査書の得点の開示	5
10	その他	6

## 書類様式

様式 1	入学願書	9
様式 2	受検票	10
様式 3	調査書	11
	調査書作成要領	12
様式 4-1	調査書用封筒	14
様式 4-2	選抜結果通知用封筒	15
様式 5	特別措置願	16
様式 6	入学確約書	17
様式 7	入学予定者証明書	18
様式 8-1	入学辞退届	19
様式 8-2	線上合格候補辞退届	20
様式 9	県外志願特例措置願	21

## 参考資料

入学者選抜に関するQ & A	24
----------------	----

## 記入要領・出願書類

入学願書の記入要領	37
受検票の記入要領	38
様式 1 入学願書	
様式 2 受検票	
様式 3 調査書	

} 切り取って使用してください。

## 令和3年度県立中学校及び県立中等教育学校入学者選抜関係日程

11月			12月			1月		
日	曜	事項	日	曜	事項	日	曜	事項
1	日		1	火		1	金	
2	月		2	水		2	土	
3	火		3	木		3	日	
4	水		4	金		4	月	
5	木		5	土		5	火	
6	金		6	日	入学願書受付	6	水	
7	土		7	月		7	木	
8	日		8	火		8	金	
9	月		9	水		9	土	県立中学校及び県立中等教育学校入学者選抜
10	火	県外志願特例措置願受付	10	木		10	日	
11	水		11	金		11	月	
12	木		12	土		12	火	
13	金	↓	13	日		13	水	
14	土		14	月		14	木	
15	日		15	火		15	金	
16	月		16	水		16	土	選抜結果の通知
17	火		17	木		17	日	
18	水		18	金		18	月	入学確約書受理
19	木		19	土		19	火	
20	金		20	日		20	水	↓
21	土		21	月		21	木	
22	日		22	火		22	金	
23	月		23	水		23	土	
24	火		24	木		24	日	
25	水		25	金		25	月	
26	木		26	土		26	火	
27	金		27	日		27	水	
28	土		28	月		28	木	
29	日		29	火		29	金	線上合格者決定最終日
30	月		30	水		30	土	
31	木		31	木		31	日	

# 令和3年度徳島県立中学校及び徳島県立中等教育学校生徒募集選抜要項

徳島県立中学校（以下「県立中学校」という。）及び徳島県立中等教育学校（以下「県立中等教育学校」という。）の令和3年度入学者選抜は、この要項によって実施する。

## 1 募集

### (1) 実施校

徳島県立富岡東中学校、徳島県立川島中学校及び徳島県立城ノ内中等教育学校で実施する。

### (2) 募集定員

県立中学校及び県立中等教育学校の募集定員は次のとおりとする。

徳島県立富岡東中学校	80名
徳島県立川島中学校	60名
徳島県立城ノ内中等教育学校	140名

### (3) 出願資格

県立中学校及び県立中等教育学校に入学を志願することができる者（以下「志願者」という。）は、次のア又はイに該当する者とする。

ア 保護者（児童に対して親権を行う者をいい、親権を行う者のないときは、未成年後見人をいう。）の現住所が徳島県内にあり、令和3年3月に小学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校前期課程（以下「小学校」という。）を卒業又は修了する見込みの者

イ 特別な事情があり、徳島県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が出願を許可した者

### (4) 通学区域

県立中学校及び県立中等教育学校の通学区域は、県内全域とする。

## 2 出願

### (1) 出願の制限

志願者は、県立中学校及び県立中等教育学校のうち、1校のみに出願することができる。

### (2) 受付期間及び方法

ア 入学願書等の受付期間は、令和2年12月6日（日）から12月8日（火）までとする。受付時間は午前9時から午後5時までとし、最終日に限り正午までとする。

イ 出願は、保護者が、志願先の県立中学校長又は県立中等教育学校長に直接行うものとする。

郵送により出願する場合は、書留速達・親展で、12月8日（火）正午までに必着のこと。ただし、受付最終日の前日までの消印があるものは受け付ける。

(3) 提出書類等

【全ての志願者が提出するもの】

ア 入学願書 イ 受検票 ウ 調査書 エ 選抜結果通知用封筒

【該当する志願者のみが提出するもの】

オ 受検票送付用封筒 カ 特別措置願 キ 入学志願許可書

【その他】

ク 入学願書に使用した印鑑（提出書類の訂正時に必要）

(4) 提出先

徳島県立富岡東中学校・高等学校

阿南市領家町走寄102番地2

電話 (0884) 22-2120

徳島県立川島中学校・高等学校

吉野川市川島町桑村367番地3

電話 (0883) 25-2835

徳島県立城ノ内中等教育学校

徳島市北田宮1丁目9番30号

電話 (088) 632-3712

(5) 書類等の作成

ア 入学願書（様式1）

(ア) 入学考查料として徳島県収入証紙(2,200円分)を貼ること。

なお、納入した入学考查料は、いかなる場合も返還しない。

(イ) 出願前3か月以内に撮影した志願者の顔写真（縦4cm×横3cm）を貼ること。

イ 受検票（様式2）

入学願書に貼ったものと同じ写真を貼ること。

ウ 調査書（様式3）

在籍する小学校の校長（以下「小学校長」という。）が作成し、調査書用封筒（様式4-1）に巻封したものを、開封せずに提出する。

エ 選抜結果通知用封筒（様式4-2）

封筒の所定の位置に、404円分<sup>[※]</sup>の切手を貼ること。ただし、県外に通知する場合は、速達料金を含め、694円分<sup>[※]</sup>の切手を貼ること。

オ 受検票送付用封筒

郵送により出願する場合にのみ必要。志願者が準備した定形封筒〔長形3号235mm×120mm〕に宛先を書き、簡易書留として404円分<sup>[※]</sup>の切手を貼ること。

カ 特別措置願（様式5）

該当する志願者（3ページ(7)）のみが作成する。

キ 入学志願許可書

該当する志願者（3ページ(8)）に対して、教育委員会が交付したものを持たせる。

[※] 料金改定があった場合は、改定後の料金分の切手を貼ること。

#### (6) 受検票の交付

各県立中学校長及び県立中等教育学校長は、入学願書等を受理した後、直ちに志願者に受検票を交付する。郵送による出願の場合は、受検票送付用封筒により郵送する。なお、志願者は検査当日、受検票を持参しなければならない。

#### (7) 障がいのある志願者等に対する配慮

適性検査及び面接を受検するに当たって、障がいや病気等により配慮を必要とする場合、保護者は出願時に志願先の県立中学校長又は県立中等教育学校長に特別措置願（様式5）を提出しなければならない。

出願後に生じた障がいや病気等により配慮が必要になった場合は、保護者は速やかに志願先の県立中学校長又は県立中等教育学校長に連絡しなければならない。

#### (8) 県外からの出願

保護者とともに県内に転住することが明らかである場合や、外国において学校教育における6年の課程を修了又は修了する見込みのある場合など、特別な事情がある者は、出願に先立って、県外志願特例措置願（様式9）等を教育委員会教育創生課へ提出し、入学志願許可書の交付を受けなければならない。

県外志願特例措置願等の受付期間は、令和2年11月10日（火）から11月13日（金）までとする。受付時間は午前9時から午後5時までとし、最終日に限り正午までとする。

郵送により提出する場合は、書留速達（海外から提出する場合は、書留速達に相当する手段）で、11月13日（金）正午までに必着のこと。ただし、受付最終日の前日までの消印があるものは受け付ける。

※ 県外志願特例措置願等の提出に関しては、事前に教育委員会教育創生課に連絡すること。

### 3 検査の実施

#### (1) 実施日及び会場

令和3年1月9日（土）に、志願先の県立中学校・高等学校又は県立中等教育学校で実施する。ただし、志願者数によっては、他の会場でも実施する場合がある。

#### (2) 日程

検査は、次により、県内同一問題で行い、検査全てを受検するものとする。

受付	8：30～9：20
点呼・注意	9：30～9：45
検査 I	10：00～10：45（45分間）
検査 II	11：15～12：05（50分間）
面接	13：05～

### (3) 検査内容及び方法

#### ア 適性検査

自己の考え方や意見を表現する力や、課題を発見し、追究し、解決する力など、小学校教育において身に付けた多様な力をみるために、次の検査を行う。

##### (ア) 検査Ⅰ

資料等から読み取った内容や情報をもとに、自己の考えをまとめ、文章等で表現する。

##### (イ) 検査Ⅱ

生活に関連する事柄等について、課題を見いだし、多様な解決方法を考え、その解決を図る。

#### イ 面接

個人面接又は集団面接のいずれかを実施する。

## 4 選抜の方法

(1) 各県立中学校長及び県立中等教育学校長は、調査書、適性検査の成績及び面接の結果を資料として、志願者の意欲や適性等を総合的に判定し、入学予定者を選抜する。

(2) 配点については、次のとおりとする。

ア 適性検査は、検査Ⅰを100点満点、検査Ⅱを200点満点、計300点満点とする。

イ 調査書は、「各教科の学習の記録」の各教科について、第5学年及び第6学年の評定値合計を1.5倍して76.5点満点、「特別活動の記録」及び「行動の記録」の○印を1つ1点として28点満点、計104.5点満点とする。

なお、それ以外の記載についても十分精査し、資料とする。

(3) 各県立中学校長及び県立中等教育学校長は、入学辞退者が生じた場合に備えて、一定数の者を繰上合格候補者として決定する。

## 5 選抜結果の通知

各県立中学校長及び県立中等教育学校長は、選抜の結果を、受検者には令和3年1月16日（土）に、小学校長には令和3年1月18日（月）に、それぞれ簡易書留郵便によって通知する。

なお、電話等による問合せについては応じない。

## 6 入学予定者の手続

(1) 入学確約書（様式6）の提出

ア 入学確約書の受付期間は、令和3年1月18日（月）から1月20日（水）までとする。受付時間は午前9時から午後5時までとする。

イ 入学確約書は、保護者が、志願先の県立中学校長又は県立中等教育学校長に直接提出しなければならない。

ウ 各県立中学校長及び県立中等教育学校長は、入学確約書を提出した保護者に対して、入学予定者証明書（様式7）を交付する。

(2) 市町村教育委員会への届出

入学確約書を提出した保護者は、志願先の県立中学校長又は県立中等教育学校長が交付する入学予定者証明書を持参し、入学予定者が志願先の県立中学校又は県立中等教育学校に就学する旨を、入学予定者の住所の存する市町村の教育委員会に、速やかに届け出なければならない。

(3) その他

入学予定者が保護者の転勤等やむを得ない事情により、入学を辞退しようとする場合、その保護者は速やかに入学辞退届（様式8-1）を志願先の県立中学校長又は県立中等教育学校長に提出しなければならない。

## 7 線上合格者の決定

(1) 線上合格者の決定

選抜結果の通知後に入学辞退者が生じた場合は、線上合格候補者に入学の意思を確認した上で、線上合格者を決定する。

なお、線上合格候補者に入学の意思がない場合、その保護者は速やかに線上合格候補辞退届（様式8-2）を志願先の県立中学校長又は県立中等教育学校長に提出しなければならない。

(2) 線上合格者決定の時期

線上合格者を決定する時期は、令和3年1月29日（金）までとする。

(3) 入学確約書（様式6）の提出

線上合格決定後、速やかに提出すること。その後の手続については「6 入学予定者の手続」に準ずる。

## 8 海外帰国児童等の選抜

海外帰国児童等の選抜については、教育委員会と協議して、弾力的に取り扱うことができる。

## 9 適性検査及び調査書の得点の開示

受検者は、選抜の結果について、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号）第26条第1項の規定に基づき、口頭による開示請求を行うことができる。

(1) 受付期間

受付期間は、令和3年1月18日（月）から2月17日（水）までの1月間とする。ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く、平日の午前9時から午後5時までとする。県立中学校は、併せて令和3年2月4日（木）も除く。

(2) 開示の内容

開示の対象となる個人情報の内容は、適性検査及び調査書の得点とする。

(3) 受付場所等

開示の請求は、受検者が、本人であることを確認できる書類（受検票等）を持参の上、志願先の県立中学校又は県立中等教育学校で行うものとする。

※ その他の選抜資料については、所定の手続を経た上で、開示するものとする。

## 10 その他

- (1) 新型コロナウイルス感染症に感染し又は感染が疑われる者への対応については、受検機会を確保するとともに、募集定員を弾力的に取り扱うこととし、別に定める。
- (2) この要項に定めるもののほか、入学者選抜に必要な事項及び特別の事態が生じた場合の措置は、教育委員会教育長が定める。

## 參 考 資 料

# 入学者選抜に関するQ & A

## 目 次

### 出願準備について

問1 出願までに準備しておかなければならない書類等は何ですか。	25
問2 入学願書は、どのような点に注意して記入するのですか。	25
問3 志願者の顔写真はどのようなものを用意すればよいのですか。	26
問4 徳島県収入証紙は、どこで買うことができますか。	26
問5 調査書の用意はどのようにするのですか。	26
問6 出願するときは、どのような点に注意が必要ですか。	27
問7 郵送による出願はできますか。	27
問8 受検票はいつもらえますか。	28
問9 県外から出願する場合、どのような手続をすればよいですか。	28

### 当日の検査について

問10 検査日の日程はどのようになっていますか。	29
問11 適性検査とはどのようなものですか。	29
問12 面接はどのようなものですか。	29
問13 子どもに障がいがあり、検査が心配です。どうすればよいですか。	30
問14 当日の持参物で注意しなければならないものはありませんか。	30
問15 選抜結果について、問い合わせはできますか。	31

### 入学手続及び辞退について

問16 入学手続は、具体的にどのようにするのですか。	31
問17 やむを得ない理由で入学を辞退する場合、どのようにすればよいですか。	32
問18 郵送等で、入学辞退届又は繰上合格候補辞退届を提出することはできますか。	32

### その他

問19 入学後、県内の他の県立中学校又は県立中等教育学校へ転校はできますか。	33
問20 併設型中高一貫教育校と中等教育学校の違いは何ですか。	33
問21 各県立中学校と中等教育学校で、出願書類や検査日程に違いはありますか。	33
問22 小学校の臨時休業の実施等を踏まえ、適性検査問題の内容に変更はありますか。	33

# 出願準備について

## 問1 出願までに準備しておかなければならぬ書類等は何ですか。

答 出願には、次のものが必要です。

### 【全ての志願者に共通するもの】

- ① 入学願書（様式1）
- ② 受検票（様式2）
- ③ 小学校長が作成し、調査書用封筒（様式4-1）に厳封した調査書（様式3）
- ④ 選抜結果通知用封筒（様式4-2）（404円分<sup>[※]</sup>の切手を貼ること。県外の場合は694円分<sup>[※]</sup>の切手を貼ること。）
- ⑤ 志願者顔写真（縦4cm×横3cm、2枚）
- ⑥ 徳島県収入証紙（2,200円分）

### 【該当する志願者のみが必要とするもの】

- ⑦ 受検票送付用封筒（定形封筒〔長形3号235mm×120mm〕に宛先を書き、簡易書留として404円分<sup>[※]</sup>の切手を貼ること。）〔郵送により出願する場合〕
- ⑧ 特別措置願（様式5）〔障がいや病気等により配慮を必要とする場合〕
- ⑨ 入学志願許可書〔県外から出願する場合〕

〔※〕 料金改定があった場合は、改定後の料金分の切手を貼ること。

## 問2 入学願書は、どのような点に注意して記入するのですか。

答 次の点に特に注意してください。

- ① 黒色のペン又はボールペンで記入してください。
- ② 間違って記入した場合は、その部分に二重線を引き、正しく書き直して、訂正印を押してください。
- ③ 志願者氏名及び保護者氏名は、必ず本人がそれぞれ署名してください。  
それ以外の欄は、保護者の方が記入してください。
- ④ 「就学指定を受ける予定の中学校」とは、各市町村の教育委員会が、児童の住所をもとに入学を指定する市町村立の中学校のことです。この欄には、その中学校名を書いてください。
- ⑤ 入学考查料として、徳島県収入証紙（2,200円分）を所定の欄に、はがれないように貼り付けてください。  
なお、その際、証紙に消印をしないように注意してください。

### 問3 志願者の顔写真はどのようなものを用意すればよいのですか。

答 志願者本人であることがわかる顔写真で、次のものであれば、カラー・白黒は問いません。

- ① 出願前3か月以内に撮影したもの
- ② 正面向き・上半身・脱帽のもの
- ③ 縦4cm×横3cmのサイズのもの

なお、写真の裏には氏名を記入し、入学願書及び受検票の所定の欄に、はがれないようにのりで貼り付けてください。

### 問4 徳島県収入証紙は、どこで買うことができますか。

答 次のところが主な売りさばき所（窓口）です。

阿波銀行各店舗　徳島大正銀行各店舗

収入証紙は1,000円2枚と200円1枚を買い求めてください。



【注意】収入印紙とは異なりますので、気をつけてください。

### 問5 調査書の用意はどのようにするのですか。

答 次の手順で用意してください。

- ① 11月中旬までに、小学校の担任の先生に、所定の調査書用紙及び調査書用封筒を無記入のまま提出し、調査書の作成を申し出てください。（調査書の様式は、入試情報サイトからもダウンロードできます。）

なお、調査書は令和2年11月30日現在で作成してもらうことにしています。

- ② 出願する前に、担任の先生から、調査書の入った調査書用封筒を受け取ってください。

- ③ 調査書用封筒は開封せずに、厳封したままでし、他の出願書類とともに、提出してください。

なお、何らかの理由により出願しなかった場合、調査書は速やかに担任の先生へ返却してください。

## 問6 出願するときは、どのような点に注意が必要ですか。

答 次の点に十分注意してください。

- ① 入学願書等の受付期間を厳守してください。

受付期間は、令和2年12月6日（日）から12月8日（火）までです。

受付時間は、午前9時から午後5時までですが、最終日（12月8日）に限り正午までですので注意してください。

なお、受付場所は、志願先の県立中学校・高等学校又は県立中等教育学校です。

- ② 入学願書等は、保護者の方が直接持参して、提出してください。

なお、書類に不備がある場合は、その場で訂正していただきますので、入学願書に使用した印鑑を持参してください。

- ③ 提出する書類等は、次のとおりです。

【全ての志願者に共通するもの】

ア 入学願書 イ 受検票 ウ 調査書 エ 選抜結果通知用封筒

【該当する志願者のみが必要とするもの】

オ 受検票送付用封筒 [郵送により出願する場合]

カ 特別措置願 [障がいや病気等により配慮を必要とする場合]

キ 入学志願許可書 [県外から出願する場合]

【その他】

ク 入学願書に使用した印鑑

## 問7 郵送による出願はできますか。

答 郵送による出願もできますが、次の点について注意してください。

- ① 入学願書等に不備のないよう十分に確認してください。

万一不備がある場合は、訂正等のために志願先の県立中学校又は県立中等教育学校まで来ていただくこともあります。

- ② 入学願書等は、書留速達・親展とし、受付期間内で早めに着くように郵送してください。

なお、受付期間の最終日の前日（12月7日）までの消印のあるものが有効となりますので、注意してください。

- ③ 受検票送付用封筒（定形封筒〔長形3号235mm×120mm〕に宛先を書き、簡易書留として404円分<sup>[※]</sup>の切手を貼ったもの）を同封してください。

[※] 料金改定があった場合は、改定後の料金分の切手を貼ること。

## 問8 受検票はいつもらえますか。

答 受検票は、入学願書等を確認した後、その場で交付します。ただし、郵送による出願の場合は、後日送付します。

なお、受検票は、検査当日に必要なほか、入学手続や簡易開示などの際に必要になりますので、検査終了後もなくさないように保管してください。

## 問9 県外から出願する場合、どのような手続をすればよいですか。

答 保護者の方の現住所が県外にあっても、転勤等の理由で入学までに県内に住所を移すことが明らかな場合や、外国において学校教育における6年の課程を修了又は修了する見込みのある場合など、特別な事情があるときは、徳島県教育委員会の許可があれば、出願することができます。

出願する前に、次のような手続が必要です。

- ① 県外から志願する旨を電話で徳島県教育委員会教育創生課まで連絡してください。
- ② 県外志願特例措置願（様式9）に必要事項を記入し、住民票の写し及び特別な事情を証明する書類（転勤証明書等）を用意してください。特別な事情を証明する書類を用意できない場合は、徳島県教育委員会教育創生課に相談してください。
- ③ 次の書類を徳島県教育委員会教育創生課まで提出してください。
  - ア 県外志願特例措置願
  - イ 書類提出時における住民票（父及び母〔又は後見人〕と志願者が記載〔統柄も記載〕されたもの）の写し
  - ウ 特別な事情を証明する書類（転勤証明書等）
  - エ 返信用封筒（定形封筒〔長形3号235mm×120mm〕に宛先を書き、簡易書留として404円分<sup>[※]</sup>の切手を貼ること。）
- [※] 料金改定があった場合は、改定後の料金分の切手を貼ること。  
受付期間は、令和2年11月10日（火）から11月13日（金）までです。受付時間は午前9時から午後5時までとし、最終日に限り正午までとします。  
郵送により提出する場合は、書留速達（海外から提出する場合は、書留速達に相当する手段）で、11月13日（金）正午までに必着とします。ただし、受付最終日の前日までの消印があるものは受け付けます。
- ④ 提出された書類の内容が適正であると認められる場合は、保護者の方に入学志願許可書を交付します。
- ⑤ 出願の際に、この入学志願許可書を添えて提出してください。

## 当日の検査について

### 問10 検査日の日程はどのようになっていますか。

答 検査日は、令和3年1月9日（土）で、日程は次のとおりです。

8：30～9：20		受付
9：30～9：45		点呼・注意
10：00～10：45	45分間	検査I
11：15～12：05	50分間	検査II
13：05～		面接

※県立中学校、県立中等教育学校とも同日程です。

保護者控室を用意していますので、検査が終了するまで待機できます。

検査開始時刻（午前10時）に遅れた者は、受検できないので、注意してください。ただし、公共交通機関の事故等のやむを得ない理由がある場合は、検査I終了時刻（午前10時45分）までの遅刻に限り別室で受検することができるで、電話で志願先の県立中学校又は県立中等教育学校に連絡をし、その指示を受けてください。

### 問11 適性検査とはどのようなものですか。

答 適性検査は、小学校教育において身に付けた多様な力をみるために行うもので、教科別の学力検査ではありません。

適性検査は、検査Iと検査IIに分かれており、検査時間は、検査Iが45分間、検査IIが50分間です。

検査Iは、資料等から読み取った内容や情報をもとに、自己の考えをまとめ、文章等で表現する検査です。

検査IIは、生活に関連する事柄等について、課題を見いだし、多様な解決方法を考え、その解決を図る検査で、各教科で学習したことを生活に関連させて総合的に問う問題です。

### 問12 面接はどのようなものですか。

答 面接は、志願者の目的意識、意欲や長所をみるために行うもので、学校生活への期待や意欲、小学校時代の学校内外での活動などについて質問します。

個人面接、集団面接のいずれかを実施します。

**問13 子どもに障がいがあり、検査が心配です。どうすればよいですか。**

答 適性検査や面接を受検するに当たって、難聴やその他、障がいがあることで配慮が必要な場合は、特別措置願（様式5）を提出してください。

各県立中学校及び県立中等教育学校では、入学者募集説明会（9月下旬から10月上旬に実施予定）以降、随時対応しているので、早めに志願先の県立中学校又は県立中等教育学校に相談してください。

また、出願後において配慮が必要になった場合は、速やかに志願先の県立中学校又は県立中等教育学校まで連絡してください。

**問14 当日の持参物で注意しなければならないものはありますか。**

答 必要なものは、受検票の裏にも記載していますが、次のとおりです。

**1 必ず持参するもの**

- ① 受検票
- ② えん筆（シャープペンシル）、消しゴム
- ③ じょうぎ（分度器付きのものは除く）、コンパス
- ④ 上ばき、下足入れ
- ⑤ 弁当

**2 持参してよいもの**

- ① えん筆けずり、えん筆入れ、下じき（無地）
- ② 時計（けい帯電話や計算機付きのものは除く）
- ③ ざぶとん

**<注意>**

※検査会場に、時計は設置されていません。

※アラーム機能付きの時計については、検査中はアラーム音が鳴らないようにしてください。

※ことわざや慣用句、公式、法則等を記載したもの、計算及び辞書機能を持つものなど、検査の公平をそこなうおそれのあるものや、けい帯電話などの移動通信機器は、検査会場には持ち込めません。

### 問15 選抜結果について、問合せはできますか。

答 選抜結果については、受検者本人宛に簡易書留郵便によって通知することにしています。受け取りの際には、受検者本人又はご家族の方の署名か押印が必要ですので、令和3年1月16日（土）は、受検者本人又はご家族の方が在宅する必要があります。

なお、選抜結果については、受検者本人であることの確認ができないため、電話等による問合せはできません。

また、受検者が在籍する小学校には1月18日（月）に選抜結果を通知しますが、小学校への電話等による問合せもできません。

※ 1月17日（日）になっても通知が届かない場合は、1月18日（月）に、受検した県立中学校又は県立中等教育学校へ問合せてください。

## 入学手続及び辞退について

### 問16 入学手続は、具体的にどのようにするのですか。

答 入学確約書（様式6）の提出と市町村教育委員会への届出が必要になります。

#### (1) 入学確約書の提出

- ① 入学確約書の受付期間は、令和3年1月18日（月）から1月20日（水）までの間で、受付時間は午前9時から午後5時までです。
- ② 保護者の方は、受検票を持参した上で、入学確約書を志願先の県立中学校又は県立中等教育学校に提出してください。
- ③ 入学確約書を提出した保護者の方に入学予定者証明書（様式7）を交付します。

#### (2) 市町村教育委員会への届出

- ① 入学予定者証明書を交付された保護者の方は、入学予定者の住所の存する市町村の教育委員会に、入学予定者が志願先の県立中学校又は県立中等教育学校に就学する旨を、速やかに届け出してください。
- ② 市町村教育委員会において、多少手續が異なりますので、あらかじめ電話等で確認してください。
- ③ 届出の際には、入学予定者証明書が必要になります。

問17 やむを得ない理由で入学を辞退する場合、どのようにすればよいですか。

答 次の手続をしてください。

- ① 入学予定者と保護者の方が、入学辞退届（様式8-1）に必要事項を記入してください。
- ② 保護者の方は、受検票を持参した上で、入学辞退届を志願先の県立中学校又は県立中等教育学校に速やかに提出してください。
- ③ 入学予定者証明書がすでに交付されている場合は、入学予定者証明書も併せて提出してください。

問18 郵送等で、入学辞退届又は線上合格候補辞退届を提出することはできますか。

答 簡易書留にて提出することが可能です。

- ① 入学辞退届又は線上合格候補辞退届、入学予定者証明書がすでに交付されている場合は、入学予定者証明書を御用意ください。（問17参照）
- ② 合格者又は線上合格候補者の受検票のコピーを御用意ください。
- ③ ①、②で用意したものを封筒に入れ、簡易書留にて速やかに志願先の県立中学校又は県立中等教育学校へお送りください。
- ④ 志願先の県立中学校又は県立中等教育学校に届き次第、保護者の方に電話にて、最終確認をさせていただきます。

## その他

問19 入学後、県内の他の県立中学校又は県立中等教育学校へ転校はできますか。

答 県内の他の県立中学校又は県立中等教育学校への転校はできません。

各県立中学校及び中等教育学校においては、特色ある教育を推進するために創意工夫を行い、中高一貫教育6年間の学校生活の中で計画的・継続的な独自の教育課程を開設しております。受検を考える際には、各県立中学校及び県立中等教育学校の6年間の特色ある教育内容を御理解・納得の上、出願してください。

問20 併設型中高一貫教育校と中等教育学校の違いは何ですか。

答 併設型中高一貫教育校と中等教育学校の大きな相違点は、中等教育学校では、中高の区分がなくなることと、高校からの入学者がいなくなることです。したがって、中等教育学校では、中学校の卒業式、高校の入学式などの行事や、高校入試は行いません。中等教育学校に入学した生徒のみを対象に、6年一貫した継続的・計画的な教育を行う学校です。詳しい教育内容などは、県立城ノ内中等教育学校へお問い合わせください。

問21 各県立中学校と中等教育学校で、出願書類や検査日程に違いはありますか。

答 出願書類や検査日程に違いはありません。出願様式もすべて共通です。

(問1、問10参照)

問22 小学校の臨時休業の実施等を踏まえ、適性検査問題の内容に変更はありますか。

答 適性検査は、自己の考え方や意見を表現する力や、課題を発見し、追究し、解決する力など、小学校教育において身につけた多様な力をみるものとしています。そのため、従来から、適性検査では、出題範囲の限定をしていません。

新型コロナウイルス感染症対策としての小学校の臨時休業の実施等により、授業の進度に遅れが生じているとしても、適性検査問題を解く上で不利になることはありません。

(問11参照)



## 調査書

受検  
番号

※

志願者	ふりがな			性別	現住所			
	氏名							
	生年月日	平成 年 月 日	生	卒業又は修了年月日	令和 年 月 日	卒業見込み修了見込み		
各教科の学習の記録						総合的な学習の時間の記録(6年)		
観点別学習状況				評定				
教科	観点	5年	6年	5年	6年			
国語	1							
	2							
	3							
	4							
	5							
社会	1							
	2							
	3							
	4							
算数	1							
	2							
	3							
	4							
理科	1							
	2							
	3							
	4							
音楽	1							
	2							
	3							
	4							
図画工作	1							
	2							
	3							
	4							
家庭	1							
	2							
	3							
	4							
体育	1							
	2							
	3							
	4							
外国語	1							
	2							
	3							
	計					※	※	
本書の記載事項に誤りのないことを証明します。						記載者氏名		
令和 年 月 日						印		
学校名						校長氏名		
						印		

# 調査書作成要領

## 1 作成上の留意点

- (1) 小学校長は、志願者の調査書（様式3）を令和2年11月30日現在で作成する。
- (2) 調査書の各欄は、特に指示するもののほかは、小学校児童指導要録（以下「指導要録」という。）の記載に基づき、記入する。
- (3) 第5学年の評価等については、指導要録に記載されたものを記入し、第6学年の評価等については、令和2年11月30日現在で記入する。
- (4) 黒色のペン又はボールペンで記入し、必要に応じてゴム印を用いてもよい。  
また、鉛筆等で記入した後、複写（コピー）したものやコンピュータで作成したものを使用してもよい。  
なお、調査書の様式は、入試情報サイトからダウンロードできる。
- (5) 間違って記入した場合は、その部分に二重線を引き、正しく書き直し、訂正印を押す。
- (6) 卒業又は修了年月日欄の「卒業見込み」、「修了見込み」は、いずれか一方を○で囲むこと。
- (7) ※の欄は記入しないこと。

## 2 各欄の記入上の注意

### (1) 各教科の学習の記録

#### ア 観点別学習状況

指導要録の評価方法に従って、観点ごとにA「十分満足できる」状況と判断されるもの、B「おおむね満足できる」状況と判断されるもの、C「努力を要する」状況と判断されるものを記入する。

なお、観点欄にある各教科の番号は、裏面に示した【別表1】「各教科の観点別学習状況における観点（第5学年）」、【別表2】「各教科の観点別学習状況における観点（第6学年）」に付した番号にそれぞれ対応している。

#### イ 評定

指導要録の評価方法に従って、教科ごとに3「十分満足できる」状況と判断されるもの、2「おおむね満足できる」状況と判断されるもの、1「努力を要する」状況と判断されるものを記入する。

### (2) 総合的な学習の時間の記録

指導要録の総合的な学習の時間の記録における「学習活動」、「観点」、「評価」のうち、「評価」について、指導要録の記入方法に準じて記入する。ただし、評価の内容を補足するために、「学習活動」及び「観点」についても記入してよい。

### (3) 特別活動の記録

指導要録の記入方法に準じ、十分満足できる活動の状況にあると判断される場合には、○印を記入する。

### (4) 行動の記録

指導要録の記入方法に準じ、十分満足できる状況にあると判断される場合には、○印を記入する。

### (5) 出欠の記録

欠席日数が年間10日以上ある場合には、備考欄にその理由を記入する。

### (6) 総合所見及び参考となる諸事項

次の内容において、児童の優れている点や長所等を記入する。また、評定が記入できない場合は、その理由を記入すること。

#### ア 各教科、特別活動、行動に関する事実や所見

#### イ 児童の特徴・特技

ウ 学校内外におけるボランティア活動など社会奉仕体験活動、表彰を受けた行為や活動など

## 3 交付

小学校長は、調査書用封筒（様式4－1）に志願先の県立中学校又は県立中等教育学校名、小学校名、児童氏名を記入し、作成した調査書を入れ、厳封した上で、志願者に交付する。

【別表1】 各教科の観点別学習状況における観点（第5学年）

教 科	番 号	観 点
国 語	1	国語への関心・意欲・態度
	2	話す・聞く能力
	3	書く能力
	4	読む能力
	5	言語についての知識・理解・技能
社 会	1	社会的事象への関心・意欲・態度
	2	社会的な思考・判断・表現
	3	観察・資料活用の技能
	4	社会的事象についての知識・理解
算 数	1	算数への関心・意欲・態度
	2	数学的な考え方
	3	数量や図形についての技能
	4	数量や図形についての知識・理解
理 科	1	自然事象への関心・意欲・態度
	2	科学的な思考・表現
	3	観察・実験の技能
	4	自然事象についての知識・理解
音 楽	1	音楽への関心・意欲・態度
	2	音楽表現の創意工夫
	3	音楽表現の技能
	4	鑑賞の能力
図画工作	1	造形への関心・意欲・態度
	2	発想や構想の能力
	3	創造的な技能
	4	鑑賞の能力
家 庭	1	家庭生活への関心・意欲・態度
	2	生活を創意工夫する能力
	3	生活の技能
	4	家庭生活についての知識・理解
体 育	1	運動や健康・安全への関心・意欲・態度
	2	運動や健康・安全についての思考・判断
	3	運動の技能
	4	健康・安全についての知識・理解

【別表2】 各教科の観点別学習状況における観点（第6学年）

教 科	番 号	観 点
全教科共通	1	知識・技能
	2	思考・判断・表現
	3	主体的に学習に取り組む態度